

議案第 37 号

ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市職員の給与に関する条例(平成6年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次条第1項の」を「次条に規定する」に改め、「及び別表第2」を削る。

第6条第1項を次のように改める。

職員(第30条に規定する職員を除く。)の給料は、別表第2に定める行政職給料表(以下単に「給料表」という。)によるものとする。

第6条第2項を削る。

第7条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその」を削り、「あるもの」を「ある職員」に改め、同条第10項中「当該職員に適用される」を削る。

第7条の2第2項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される」を削る。

第12条第3項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその」を削り、「もの」を「職員」に改め、同条第4項中「満15歳に達する日以後」を「満15歳に達する日後」に改める。

第14条第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に定める額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第15条第2項第2号中「14,000円」を「3,000円」に改め、同条第3項第1号中「以下」の次に「この号において」を加え、「新幹線等鉄道等」を「新幹線鉄道等」に改める。

第27条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその」を削り、「もの並びに教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定めるもの」を「職員」に改める。

付則第6項中「当該職員に適用される」を削る。

付則第9項中「同一の」を削る。

付則第11項中「から引き続き給料表の適用を受ける職員」を「においてひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第 号）第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例別表第4に規定する教育職給料表の適用を受けていた職員で、異動日において新たに給料表の適用を受けるもの」に、「限り、付則第9項に規定する職員を除く」を「限る」に、「同項」を「付則第9項」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中

「

94		294,900	342,600	381,500
----	--	---------	---------	---------

」を

「

94		294,900	342,600	
----	--	---------	---------	--

」に改め、

同表備考を削り、同表を別表第2とする。

別表第4を削る。

（ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成6年条例第118号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次に掲げる」を「自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている」に改め、同項各号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）別表第3の行政職給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が4級であり、かつ、号給が94号給であったものの給料月額については、同表の規定は、この条例の施行後も、当該職員の職務の級又はその受ける号給に異動

が生ずるまでの間，なおその効力を有する。

3 施行日の前日において，改正前の給与条例別表第4の教育職給料表（以下「改正前の教育職給料表」という。）の適用を受けていた職員については，施行日以後第1条の規定による改正後のひたちなか市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第2の行政職給料表（以下「改正後の行政職給料表」という。）を適用するものとし，その者の施行日における職務の級は，付則別表の左欄に掲げる施行日の前日においてその者が属していた改正前の教育職給料表の職務の級に応じ，同表の右欄に掲げる職務の級とする。この場合において，同欄に2以上の職務の級が掲げられているときは，市長が定めるところにより，そのいずれかの職務の級とする。

4 前項の規定の適用を受ける職員の施行日における号給は，市長が定める。

5 前2項の規定の適用を受ける職員で，施行日以後において，その者が受ける改正後の行政職給料表の給料月額（以下「改正後の給料月額」という。）が，施行日における改正後の給与条例の規定の適用がなく，かつ，改正前の給与条例の規定の適用があるものとした場合に受けることとなる給料月額に達しないこととなるものには，改正後の給料月額のほか，その差額に相当する額を給料として支給する。

（規則への委任）

6 付則第2項から前項までに定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

（ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

7 ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成6年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「行政職給料表の適用を受ける職員でその」を削り，「もの並びに教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定めるもの」を「職員」に改める。

付則別表

教育職給料表の適用を受けていた職員の職務の級の切替表

施行日の前日における教育職給料表の職務の級	施行日における行政職給料表の職務の級
1 級	1 級
	2 級
2 級	3 級
	4 級
3 級	4 級

旧	新	備考
<p>(職務の級)</p> <p>第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを次条第1項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき等級別基準職務表は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(給料表)</p> <p>第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(別表第3)</p> <p>(2) 教育職給料表(別表第4)</p> <p>2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、第30条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの)にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～9 略</p> <p>10 ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年条例第4号)第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>(短時間勤務職員等の給料月額)</p> <p>第7条の2 略</p>	<p>(職務の級)</p> <p>第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを次条に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき等級別基準職務表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(給料表)</p> <p>第6条 職員(第30条に規定する職員を除く。)の給料は、別表第2に定める行政職給料表(以下単に「給料表」という。)によるものとする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(職務の級が6級以上である職員)にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～9 略</p> <p>10 ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年条例第4号)第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額は、給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>(短時間勤務職員等の給料月額)</p> <p>第7条の2 略</p>	

旧	新	備考
<p>2 定年前再任用短時間勤務職員（勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、同条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの</u>（以下「行政職8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第13条 略</p> <p>（住居手当）</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>（1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>第3号</u>において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p><u>（2）その所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの</u></p>	<p>2 定年前再任用短時間勤務職員（勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、同条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員（以下「行政職8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第13条 略</p> <p>（住居手当）</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>（1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）</p>	

旧	新	備考
<p>(3) 略</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（<u>第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に定める額及び第3号に定める額の合計額</u>）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員</u> 3, 500円</p> <p>(3) <u>前項第3号に掲げる職員</u> <u>第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（その使用する交通の用具が原動機付のものである場合でその使用距離が片道2キロメートル以上である職員にあっては、その額に<u>14,000円</u>を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額）とする。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額（加算がなされる場合には、加算後の額）から、その額（加算がなされる場合には、加算後の額）に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げ</p>	<p>(2) 略</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（<u>当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額</u>）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員</u> <u>前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（その使用する交通の用具が原動機付のものである場合でその使用距離が片道2キロメートル以上である職員にあっては、その額に<u>3,000円</u>を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額）とする。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額（加算がなされる場合には、加算後の額）から、その額（加算がなされる場合には、加算後の額）に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げ</p>	

旧	新	備考
<p>る職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の<u>新幹線等鉄道等</u>を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額）</p> <p>(2) 略</p> <p>4～8 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定めるもの</u>については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職</p>	<p>る職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号において</u>「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の<u>新幹線鉄道等</u>を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額）</p> <p>(2) 略</p> <p>4～8 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職務の級が3級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区</p>	

旧	新	備考
<p>員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 略 第27条の2・第27条の3 略</p> <p>付 則 (給与の調整)</p> <p>4・5 略</p> <p>6 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第9項において「特定日」という。）以後、<u>当該職員に適用される</u>給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>7・8 略</p> <p>9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き<u>同一の</u>給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 略 第27条の2・第27条の3 略</p> <p>付 則 (給与の調整)</p> <p>4・5 略</p> <p>6 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第9項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>7・8 略</p> <p>9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>	

旧	新	備考									
<p>1 0 略</p> <p>1 1 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第9項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>1 2・1 3 略</p> <p>別表第2（第5条関係） <u>教育職給料表等級別基準職務表</u></p> <table border="1" data-bbox="159 735 1070 943"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3級</td> <td>園長の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>教諭の職務</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1級</td> <td>1 講師の職務</td> </tr> <tr> <td>2 助教諭の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務	3級	園長の職務	2級	教諭の職務	1級	1 講師の職務	2 助教諭の職務	<p>1 0 略</p> <p>1 1 異動日の前日においてひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第 号）第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例別表第4に規定する教育職給料表の適用を受けていた職員で、異動日において新たに給料表の適用を受けるもの（付則第6項の規定の適用を受ける職員に限る。）であって、付則第9項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>1 2・1 3 略</p>	
職務の級	職務										
3級	園長の職務										
2級	教諭の職務										
1級	1 講師の職務										
	2 助教諭の職務										

旧

別表第3 (第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任期付 職員及 び定年 前再任 用短時 間勤務 職員以 外の職 員	1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	円 319,200	円 362,900	円 408,100
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	94		294,900	342,600	381,500				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	125		304,200						
任期付 職員		158,900	191,700	222,600	239,600	252,800	275,100	311,600	340,700
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額 187,700	基準給 料月額 215,200	基準給 料月額 255,200	基準給 料月額 274,600	基準給 料月額 289,700	基準給 料月額 315,100	基準給 料月額 356,800	基準給 料月額 389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

新

別表第2 (第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任期付 職員及 び定年 前再任 用短時 間勤務 職員以 外の職 員	1	円 150,100	円 198,500	円 234,400	円 266,000	円 290,700	円 319,200	円 362,900	円 408,100
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	94		294,900	342,600					
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	125		304,200						
任期付 職員		158,900	191,700	222,600	239,600	252,800	275,100	311,600	340,700
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額 187,700	基準給 料月額 215,200	基準給 料月額 255,200	基準給 料月額 274,600	基準給 料月額 289,700	基準給 料月額 315,100	基準給 料月額 356,800	基準給 料月額 389,900

備考

旧					新		備考
別表第4（第6条関係）							
教育職給料表							
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級			
	号給	給料月額	給料月額	給料月額			
任期付職員及び 定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員		円	円	円			
	1	161,100	175,400	275,100			
	2	162,400	177,500	276,800			
	3	163,700	179,600	278,800			
	4	165,000	181,800	280,300			
	5	166,300	183,800	282,100			
	6	168,200	185,800	283,600			
	7	169,800	187,900	284,900			
	8	171,500	190,000	286,200			
	9	173,300	192,000	287,500			
	10	175,200	194,500	289,000			
	11	177,200	196,900	290,700			
	12	179,000	199,400	292,500			
	13	180,900	201,700	294,100			
	14	182,900	203,300	296,000			
	15	185,000	204,700	297,800			
	16	187,100	206,100	299,800			
	17	189,200	207,700	301,500			
	18	191,300	209,300	303,700			
	19	193,600	211,000	305,700			
	20	195,800	212,300	307,600			
	21	198,100	213,900	309,600			
	22	199,600	215,500	311,500			
	23	201,200	217,100	313,300			
	24	202,800	218,800	314,800			
	25	204,400	220,300	316,500			
	26	205,600	222,200	318,600			
	27	207,100	224,100	320,700			
	28	208,600	226,000	322,800			
29	210,200	227,500	324,800				

旧				新	備考
<u>30</u>	<u>211,800</u>	<u>229,400</u>	<u>326,900</u>		
<u>31</u>	<u>213,400</u>	<u>231,200</u>	<u>328,900</u>		
<u>32</u>	<u>214,800</u>	<u>232,700</u>	<u>331,000</u>		
<u>33</u>	<u>216,100</u>	<u>234,000</u>	<u>332,900</u>		
<u>34</u>	<u>217,700</u>	<u>236,000</u>	<u>334,800</u>		
<u>35</u>	<u>218,900</u>	<u>237,900</u>	<u>336,600</u>		
<u>36</u>	<u>220,300</u>	<u>239,700</u>	<u>338,500</u>		
<u>37</u>	<u>221,600</u>	<u>241,400</u>	<u>340,300</u>		
<u>38</u>	<u>223,200</u>	<u>243,200</u>	<u>342,000</u>		
<u>39</u>	<u>224,600</u>	<u>244,900</u>	<u>343,400</u>		
<u>40</u>	<u>226,200</u>	<u>246,100</u>	<u>345,000</u>		
<u>41</u>	<u>227,600</u>	<u>247,900</u>	<u>346,100</u>		
<u>42</u>	<u>229,200</u>	<u>249,300</u>	<u>347,500</u>		
<u>43</u>	<u>230,500</u>	<u>250,700</u>	<u>348,800</u>		
<u>44</u>	<u>232,000</u>	<u>251,600</u>	<u>350,100</u>		
<u>45</u>	<u>233,300</u>	<u>252,700</u>	<u>351,400</u>		
<u>46</u>	<u>234,800</u>	<u>254,100</u>	<u>353,100</u>		
<u>47</u>	<u>236,100</u>	<u>255,200</u>	<u>354,700</u>		
<u>48</u>	<u>237,300</u>	<u>256,100</u>	<u>356,400</u>		
<u>49</u>	<u>238,400</u>	<u>257,300</u>	<u>358,000</u>		
<u>50</u>	<u>239,700</u>	<u>258,400</u>	<u>359,400</u>		
<u>51</u>	<u>241,100</u>	<u>259,600</u>	<u>360,900</u>		
<u>52</u>	<u>241,900</u>	<u>260,600</u>	<u>362,400</u>		
<u>53</u>	<u>243,100</u>	<u>261,100</u>	<u>363,400</u>		
<u>54</u>	<u>244,300</u>	<u>262,200</u>	<u>364,700</u>		
<u>55</u>	<u>245,300</u>	<u>263,300</u>	<u>365,900</u>		
<u>56</u>	<u>246,200</u>	<u>264,600</u>	<u>367,200</u>		
<u>57</u>	<u>247,500</u>	<u>265,900</u>	<u>368,600</u>		
<u>58</u>	<u>248,600</u>	<u>267,200</u>	<u>369,700</u>		
<u>59</u>	<u>249,700</u>	<u>268,300</u>	<u>371,000</u>		
<u>60</u>	<u>250,700</u>	<u>269,800</u>	<u>372,300</u>		
<u>61</u>	<u>251,900</u>	<u>271,100</u>	<u>373,500</u>		
<u>62</u>	<u>252,700</u>	<u>272,900</u>	<u>374,600</u>		
<u>63</u>	<u>253,700</u>	<u>274,400</u>	<u>376,100</u>		

旧				新	備考
64	254,600	275,800	377,400		
65	255,900	277,200	378,800		
66	257,100	279,100	380,000		
67	258,100	280,700	381,400		
68	259,200	282,200	382,700		
69	260,400	283,900	384,000		
70	261,800	286,000	385,300		
71	263,000	288,100	386,500		
72	264,200	290,100	387,700		
73	265,000	292,200	388,500		
74	265,900	294,200	389,600		
75	267,000	296,300	390,500		
76	267,900	298,400	391,100		
77	268,900	300,200	391,700		
78	269,800	302,200	392,500		
79	270,900	304,000	393,300		
80	271,700	305,900	394,000		
81	272,500	307,900	394,600		
82	273,300	309,700	395,300		
83	274,200	311,200	396,000		
84	275,100	313,000	396,500		
85	276,000	314,400	397,000		
86	276,900	316,300	397,700		
87	277,600	318,200	398,500		
88	278,500	319,900	399,100		
89	279,300	321,500	399,600		
90	280,200	323,000	400,200		
91	281,100	324,600	400,600		
92	281,800	326,100	400,900		
93	282,200	327,600	401,400		
94	283,000	329,100			
95	283,700	330,400			
96	284,500	331,800			
97	285,200	332,800			

旧				新	備考
<u>98</u>	<u>286,000</u>	<u>334,100</u>			
<u>99</u>	<u>286,800</u>	<u>335,400</u>			
<u>100</u>	<u>287,500</u>	<u>336,600</u>			
<u>101</u>	<u>288,200</u>	<u>337,600</u>			
<u>102</u>	<u>288,700</u>	<u>338,700</u>			
<u>103</u>	<u>289,200</u>	<u>339,800</u>			
<u>104</u>	<u>289,700</u>	<u>340,900</u>			
<u>105</u>	<u>290,000</u>	<u>341,800</u>			
<u>106</u>	<u>290,300</u>	<u>342,700</u>			
<u>107</u>	<u>290,600</u>	<u>343,600</u>			
<u>108</u>	<u>290,800</u>	<u>344,600</u>			
<u>109</u>	<u>291,200</u>	<u>345,500</u>			
<u>110</u>	<u>291,400</u>	<u>346,500</u>			
<u>111</u>	<u>291,700</u>	<u>347,500</u>			
<u>112</u>	<u>292,000</u>	<u>348,400</u>			
<u>113</u>	<u>292,400</u>	<u>349,100</u>			
<u>114</u>		<u>350,100</u>			
<u>115</u>		<u>351,000</u>			
<u>116</u>		<u>351,900</u>			
<u>117</u>		<u>352,700</u>			
<u>118</u>		<u>353,600</u>			
<u>119</u>		<u>354,600</u>			
<u>120</u>		<u>355,600</u>			
<u>121</u>		<u>356,400</u>			
<u>122</u>		<u>357,300</u>			
<u>123</u>		<u>358,100</u>			
<u>124</u>		<u>358,800</u>			
<u>125</u>		<u>359,500</u>			
<u>126</u>		<u>360,300</u>			
<u>127</u>		<u>360,900</u>			
<u>128</u>		<u>361,600</u>			
<u>129</u>		<u>362,300</u>			
<u>130</u>		<u>363,000</u>			
<u>131</u>		<u>363,600</u>			

旧				新	備考
	132		364,200		
	133		364,800		
	134		365,500		
	135		366,300		
	136		367,100		
	137		368,000		
	138		368,800		
	139		369,600		
	140		370,400		
	141		371,300		
	142		371,900		
	143		372,500		
	144		373,100		
	145		373,800		
	146		374,400		
	147		375,000		
	148		375,400		
	149		376,000		
	150		376,700		
	151		377,500		
	152		378,300		
	153		379,000		
	154		379,900		
	155		380,800		
	156		381,600		
	157		382,300		
	158		383,200		
	159		384,000		
	160		384,800		
	161		385,500		
任期付職員		189,200	201,700	268,000	
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額 214,000	基準給料月額 249,900	基準給料月額 307,000	
備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、助教諭その他の職員で市長が定めるものに適用する。					

ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第2条関係）

旧	新	備考
<p>(住居手当)</p> <p>第6条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) <u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員</u></p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅（水道部規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの</u></p> <p>2 略</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第6条 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員に支給する。</u></p> <p>2 略</p>	

ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給与条例第27条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、同条第5項中「<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定めるもの</u>」とあるのは「規則で定める職員」と、「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給与条例第27条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、同条第5項中「<u>職務の級が3級以上である職員</u>」とあるのは「規則で定める職員」と、「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	